

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和5年8月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年8月18日（金）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育部 宗政部長  
学校政策課 大友主幹

3 件名

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・学校に対してのメリットは。

→白井市の学校では、地域の方との情報共有をしているが、学校教育の目標やビジョンを共有し、関係者で力を合わせて実現していくという仕組みはなかった。コミュニティ・スクールの導入により、学校教育目標に向け、それぞれの関係者が同じ方向に向かって子どもたちを育てていくことがメリットである。

・学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行することだが、学校評議員に報酬は出ているのか。

→現在の学校評議員の報酬は年2万円で、移行後の学校運営協議会委員の報酬は1万円になる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 学校政策課

件名	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入について								
現状・課題	<p>これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要がある。白井市教育振興基本計画の基本方針Ⅰ—方針9—施策(1)では、「地域社会に開かれた学校づくり」を推進しており、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた調査・研究を実施するとしている。</p> <p>なお、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第47条の5では、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を置くように努めなければならない」とされ、国が示す『第3期教育振興基本計画』でも「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を全ての公立学校において導入することを目指す」としている。</p> <p>また、千葉県では県内全ての県立学校へコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を推進しており、導入の目標年次は令和7年までとしている。併せて各市町村における全ての公立学校への導入を促進している。</p>								
付議事案	目的	学校と地域が連携・協働し、一体的・総合的な教育体制を構築するためコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入していく。							
	対応方針	令和6年度は、特色のある教育活動をより充実させることができ、小中学校が隣接して、小学校及び中学校が相互に連携しやすい教育環境がある桜台小学校・桜台中学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入することとし、令和7年度は市内全小中学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入していく。							
論点(決定を要する事項)	令和6年度及び令和7年度のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に係る可否について。なお、コミュニティ・スクールが導入された学校からは学校評議員制度をなくしていく。								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(報酬部分、別表4に入れる)を12月の議会で提案する。</p> <p>「学校運営協議会」の性質上、附属機関ではなく、評議員と同じ立ち位置(附属機関以外の非常勤特別職)でよいのではないかな。</p> <p>学校運営協議会委員の場合は市民参加条例で考えると公募の必要はないのではないかな。</p> <p>「教育委員会規則の新規制定」→総務課行政係との調整→教育委員会議で付議する。(「ガイドライン」は教育委員会議での報告でよい。)</p>								
今後のスケジュール	<p>令和5年10月 定例教育委員会議 コミュニティ・スクールの概要と規則について付議</p> <p>令和5年12月 議会説明</p> <p>令和6年1月 定例教育委員会議 R6年度桜台小学校・桜台中学校学校運営協議会委員推薦者について報告・審議</p> <p>令和6年4月 第1回桜台小学校・桜台中学校学校運営協議会開催 学校運営協議会委員任命</p> <p>令和6年6月 小中学校校長会議にてR7年度コミュニティ・スクール導入に向けての説明</p> <p>令和6年11月 定例教育委員会議 R7年度学校運営協議会委員推薦者について報告・審議</p> <p>令和7年4月 第1回市内全校学校運営協議会開催 学校運営協議会委員任命(R7年度より導入の12校)</p>								
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	規則制定:令和5年10月 条例改正:令和5年12月		報道発表	無			
	議会説明	有	行政運営報告		広報・HP等	有	市・学校HP(R5.10月)		
	市民参加	無							
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで							
	関係法令等	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5							
参考情報	関係課	生涯学習課・教育支援課							
	事業費	(令和6年最大)298(令和7年度最大)2,086 千円 (うち特定財源0 千円)							
	カテゴリー	年代	成人	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段	その他

コミュニティ・スクール導入計画

月	時期	令和5年度 R6年度桜台小中学校への導入に向けて	令和6年度 R7年度市内12校への導入に向けて
4月	初旬		
	中旬		
	下旬		
5月	初旬		
	中旬		
	下旬		
6月	初旬		小中学校校長会議にてコミュニティ・スクール導入に向けての説明
	中旬		
	下旬		
7月	初旬		各校HPにて、コミュニティ・スクールの導入について周知 保護者・地域・教職員への説明会 学校運営協議会設置指定書受け渡し
	中旬		保護者・地域・教職員への説明会 学校運営協議会設置指定書受け渡し
	下旬		保護者・地域・教職員への説明会 学校運営協議会設置指定書受け渡し
8月	初旬	行政経営戦略会議	
	中旬	CS準備委員会⑤ ・「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（教育委員会規則）」「コミュニティ・スクールガイドライン」の内容確認。	
	下旬		
9月	初旬		
	中旬	桜台小中学校HPにて、コミュニティ・スクールの導入について周知 学校運営協議会設置指定書受け渡し	
	下旬	次年度予算計上	次年度予算計上
10月	初旬		「学校運営協議会委員推薦書」受け取り
	中旬	定例教育委員会議 ・コミュニティ・スクールの概要と規則について審議・報告	
	下旬	CS準備委員会⑥ 令和6年度第1回学校運営協議会開催に向けた見通し確認	
11月	初旬		
	中旬	保護者・地域・教職員への説明会	定例教育委員会議 ・学校運営協議会委員推薦者について報告・審議
	下旬		
12月	初旬	議会説明（条例改正）	
	中旬	「学校運営協議会委員推薦書」受け取り	
	下旬		
1月	初旬		
	中旬	定例教育委員会議 ・学校運営協議会委員推薦者について報告・審議	
	下旬		
2月	初旬		
	中旬	委員に対する研修等の実施 学校運営協議会の役割や責任、委員の身分等	
	下旬		
3月	初旬		
	中旬		
	下旬		
4月	初旬		
	中旬	第1回学校運営協議会開催 ・学校運営協議会委員を任命	第1回学校運営協議会開催 ・学校運営協議会委員を任命 委員に対する研修等の実施 学校運営協議会の役割や責任、委員の身分等
	下旬		

その他資料

1 報酬

学校運営協議会委員 各校15人以内	
報酬 年額一人10,000円（年4回の会議を基本とする）	
R6年度 2校	R7年度 14校
10,000円×14人×2校=280,000円	10,000円×14人×14校=1,960,000円
委員報酬には校長は該当せず	

2 お茶代

R6年度 2校	R7年度 14校
150円×15人×4回分×2校=18,000円	150円×15人×4回分×14校=126,000円

3 他市町報酬

佐倉市	未実施
成田市	年額10,000円
四街道市	年額10,000円 *費用弁償として会議1回ごと1,500円
八街市	
印西市	年額6,000円（未実施 検討中）
富里市	年額7,500円
酒々井町	未実施 検討中
栄町	年額10,000円

4 委員例

対象学校の所在する地域の住民	→ 自治会長、青少年相談員、子供会等
対象学校に在籍する児童生徒の保護者	→ P T A会長（副会長）等
対象学校の運営に資する活動を行う者	→ 地域ボランティア等
対象学校の教職員	→ 地域連携担当、生徒指導主任、教務主任等
その他教育委員会が適当と認める者	→ 公民館館長、図書館館長、園長等

↓

学校での一例

1 当該校長
2 当該校教務主任
3 中学校区校長A
4 中学校区校長B
5 自治会長
6 P T A会長
7 P T A副会長
8 学校交通安全ボランティアA
9 学校交通安全ボランティアB
10 学校図書ボランティア
11 花植え活動ボランティア
12 地域民生委員代表
13 校外学習先農家
14 校外学習先スーパー店長
15 公民館館長

5 桜台小・中学校の現在の活動例

桜台小学校	桜台中学校
スペシャルスタディ 昔遊びやポッチャ	特別授業 地域の方にキャリア教育をしてもらう
フラワーガーデンサークル 花植え	毎年10～16名 その後学校評議員も含めたミニ集会を行っている
読み聞かせボランティア	
セキュリティレンジャー	
低学年町探検の安全見守り	ハッピーフラワーガーデンサークル 花植え
なし園での学習	桜台センターで週1回学習会



### 学校教育

### 「社会に開かれた教育課程」

- ①教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ②子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③**地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有  
・連携しながら、開かれた学校教育を展開

### 身近な課題は？

これまでの学校のままで？  
これまでの地域のままで？  
それぞれでやっていっていい？  
**5年後、10年後、その先は？**

### 社会的背景

地域の間関係の希薄化

予測できないといわれる未来

人口減少・少子化・核家族化・都市化等



### 予測不可能な社会

保護者の学校に対するニーズの多様化

生徒・児童指導に関わる課題の複雑化

特別支援教育等に関わる課題の複雑化・多様化

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化



### 地域力（教育力）の低下

担い手の不足

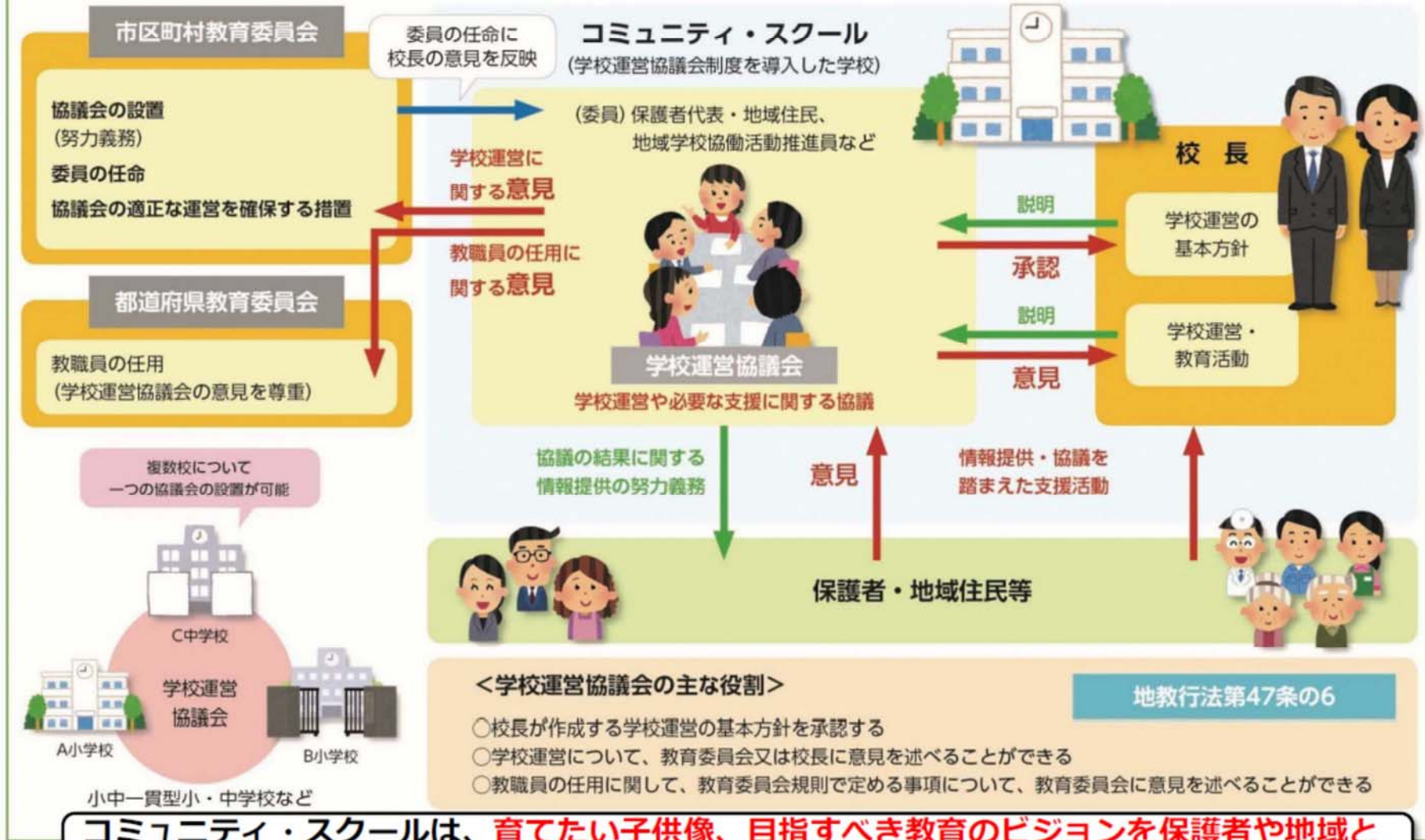
前年度踏襲型の活動

繋がり希薄化

### 社会教育



# コミュニティ・スクールの仕組み



**コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み**

## I コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会制度)  
ガイドライン(案)  
より一部抜粋

### 1 コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会を設置した学校及び学校運営協議会制度のことを言います。

### 2 学校運営協議会とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条の 5 に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

### 3 学校運営協議会の 3 つの役割

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。《必須》  
育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。

#### ポイント

学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

- (2) 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。《任意》  
広く地域住民等の意見を反映させる観点から、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を申し出ることができます。

#### ポイント

個人の意見ではなく、委員が互いに意見を出し合い協議会の合議体として意見を述べることとなります。

- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる《任意》

ここでいう「任用」とは、採用・転任・昇任に関する事項であり、分限処分や懲戒処分などは対象とはなりません。また、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しない一般的な意見に限るなど、協議会の意見の対象となる範囲を各教育委員会規則で定めることとしています。

#### ポイント

- 学習端末の有効活用のために情報教育に精通している教員を配置してほしい。
- 若手教員の人材育成のために、リーダー性をもった教員を配置してほしい。
- × 校長の異動を後 2 年延ばしてほしい。
- × 県大会があるため〇〇部の顧問を残してほしい。

## Ⅱ 白井市が目指すコミュニティ・スクールについて

### 1 「地域とともにある学校」への転換

これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが必要です。

### 2 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- (1) 地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築が必要です。
- (2) 子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要です。

### 3 学校を核とした地域づくりの推進

- (1) 一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要です。
- (2) 子どもたちも地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待されます。